

料 金 表(機能訓練あり)

(利用者負担金)

☆介護給付サービス分

要介護度数	算定根拠(単位/日)								1日あたり		1か月(30日)あたり
	介護報酬単位(a)	サービス提供体制加算I(b)	夜勤職員配置加算I(c)	看護体制加算 (I)(d) (II)(e)		機能訓練加算(f)	栄養マネジメント強化加算(g)	(注1)処遇改善加算I(h)	サービス費(10割)	利用者負担(2割)	
要介護 1	589	22	13	4	8	12	11	92	約 7,615 円	約 1,523 円	約 45,707 円
要介護 2	659	22	13	4	8	12	11	102	約 8,426 円	約 1,686 円	約 50,562 円
要介護 3	732	22	13	4	8	12	11	112	約 9,267 円	約 1,854 円	約 55,624 円
要介護 4	802	22	13	4	8	12	11	122	約 10,079 円	約 2,016 円	約 60,479 円
要介護 5	871	22	13	4	8	12	11	132	約 10,880 円	約 2,176 円	約 65,265 円

(注1)1ヶ月の合計単位の14.0%が処遇改善加算の単位となります。上記処遇改善加算は、1日に換算した場合のおおよその単位となります。

※介護報酬単位にサービス提供体制加算I、夜勤職員配置加算、看護体制加算(I)(II)、機能訓練加算、栄養ケアマネジメント強化加算を合計し、この合計した単位の処遇改善加算14.0%をかけた単位を加え、地域加算(1単位=10.14円)をかけて計算した金額の2割が負担金となります。

計算方法 (1ヶ月の利用料金)
①: (a+b+c+d+e+f+g) × 利用日数
②: ① × 14.0% … 処遇改善加算 I (h)
③: (① + ②) × 10.14 × 20%

入院・外泊時の負担金について(1日246単位)

病院又は診療所への入院をした場合及び居宅に外泊をした場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき約568円をご負担いただきます。

その他の加算について(※内容に応じて、上記、所定単位に加算されます)

- ・初期加算(1日30単位)
入所した日から起算して30日以内の期間については、1日につき約69円が加算されます。
また、30日を超える病院又は診療所への入院後に再び入所した場合も同様となります。
- ・療養食加算(1食6単位)
医師の発行する食事せんに基づく療養食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食)を提供した場合は、1食につき約14円が加算されます。
- ・看取り加算
ターミナルケアを行った際は、別途加算が生じます。
- ・個別機能訓練加算(1日12単位)
個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、1日につき約29円が加算されます。
- ・特別通院送迎加算(1月594単位)
透折を要する入所者であって、やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合は、1月につき約1,373円が加算されます。

☆介護保険の給付とならないサービス分

	1日あたり	1か月あたり
食事の提供に係る標準負担額	1,445円	43,350円
居住費(多床室)	915円	27,450円

※所得に応じて軽減する制度があります。(区役所での申請が必要)

※1か月30日で計算しています。

サービスの種別	内 容
特別な食事	・要した費用の実費
理 髪	・理容 1回 1,870円(パーマ、毛染めは別途料金がかかります)
日常生活に要する費用で本人の負担となるもの	・要した費用の実費 喫茶日の実費 ビール、ジュース等の飲み物の代金 健康管理費(インフルエンザ予防接種費・健康診断料ほか) その他、利用者本人独自の利用に供するもの

〒807-1131
北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号
特別養護老人ホーム 倫 尚 園
TEL (093) 617-5773

令和6年8月1日適用